

役員給与規程

昭和54年12月 1日 制定	昭和56年 6月 1日 改正
昭和58年 4月 1日 改正	昭和59年 6月 1日 改正
昭和60年 1月12日 改正	昭和60年12月23日 改正
昭和61年 8月 1日 改正	昭和62年 1月12日 改正
昭和63年 1月14日 改正	平成 元年 1月25日 改正
平成 2年 1月15日 改正	平成 3年 1月 9日 改正
平成 4年 1月 9日 改正	平成 5年 1月 7日 改正
平成 6年 1月19日 改正	平成 6年 4年 1日 改正
平成 6年11月14日 改正	平成 7年 1月20日 改正
平成 8年 1月 5日 改正	平成 9年 1月17日 改正
平成10年 4月 1日 改正	平成11年 1月13日 改正
平成11年12月 9日 改正	平成12年12月 7日 改正
平成13年12月 7日 改正	平成14年 4月15日 改正
平成14年11月28日 改正	平成15年10月30日 改正
平成16年10月28日 改正	平成17年10月31日 改正
平成18年 3月 8日 改正	平成19年 2月 1日 改正
平成19年11月30日 改正	平成20年 3月19日 改正
平成21年 3月 2日 改正	平成21年 6月 9日 改正
平成21年11月30日 改正	平成22年 2月22日 改正
平成22年12月 1日 改正	

林業・木材製造業労働災害防止協会定款第20条の規定に基づき、常勤役員の給与について次のとおり定める。

(総 則)

第1条 林業・木材製造業労働災害防止協会の常勤役員（以下「役員」という。）の給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、本俸、特別地域手当、期末手当及び通勤手当とする。

(本 俸)

第3条 役員の本俸月額、次の各号の額を限度とし会長が定める。

1. 専務理事 748,000円
2. 常任理事 641,500円

3. 監 事 578,500円

(特別地域手当)

第4条 役員の特別地域手当の月額、本俸に100分の18を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第5条 役員の給与(期末手当を除く)は、毎月16日にその月額を支給する。

ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(新たに役員となった者の給与)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された役員の任命当月分の給与(期末手当及び通勤手当を除く)の額は、第3条による額をその月の日数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 月の末日以外の日において退職または解任された役員の退職当月分または解任当月分の給与の額は、その月の日数で除して得た額に退職日または解任日までの日数を乗じて得た額を支給する。

2 月の末日以外の日において死亡した役員の死亡当月分の給与の額は、第3条による額の全額を支給する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する役員に支給する。

当該基準日前1ヶ月以内に退職し、または死亡した役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸及び特別地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、本俸及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した総計額に6月に支給する場合は100分の140、12月に支給する場合は100分の150を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、本項の在職期間の計算について、会長が特に必要と認める者については、その者の前職を通算することができる。

在 職 期 間	割 合
6ヶ月	100/100
5ヶ月以上6ヶ月未満	80/100
3ヶ月以上5ヶ月未満	60/100
3ヶ月未満	30/100

3 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日(その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日。)とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、職員給与規程第21条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対し、同条に規定する月額を支給する。

附 則

1. この規程は、昭和54年12月1日から適用する。
2. この規程は、昭和56年4月1日から適用する。
3. この規程は、昭和58年4月1日から適用する。
改正前の役員給与等規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。
4. この規程は、昭和59年5月31日から適用する。
5. この規程は、昭和59年4月1日から適用する。
6. この規程は、昭和60年7月1日から適用する。
7. この規程は、昭和61年8月1日から適用する。
8. この規程は、昭和61年4月1日から適用する。
9. この規程は、昭和62年4月1日から適用する。
10. この規程は、昭和63年4月1日から適用する。
11. この規程は、平成元年4月1日から適用する。
12. この規程は、平成2年4月1日から適用する。
13. この規程は、平成3年4月1日から適用する。
ただし、第9条の規定は平成4年4月1日から適用する。
14. この規程は、平成4年4月1日から適用する。
ただし、第4条の規定は、平成6年4月1日から適用することとし、平成5年4月1日から平成6年3月31日までは100分の11とする。
15. この規程は、平成5年4月1日から適用する。
16. この規程は、平成6年4月1日から適用する。
17. この規程は、平成7年4月1日から適用する。
18. この規程は、平成8年4月1日から適用する。
19. この規程は、平成10年4月1日から施行し、同日から適用する。
20. この規程は、平成11年4月1日から施行し、この規程は、平成10年4月1日から適用する。
改正前のこの規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程による給与の内払いとみなす。
21. この規程は、平成11年4月1日から適用する。
ただし、改正後の第8条の規定は、平成12年4月1日より適用し、平成11年12月及び平成12年3月に支給される期末手当の支給割合は、それぞれ100分の165及び100分の50とする。
22. この規程は、平成12年4月1日から適用する。
23. この規程は、平成13年4月1日より適用する。
24. この規程は、平成14年4月1日より適用する。
25. この規程は、平成14年12月1日より適用する。
ただし、改正後の第8条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については次に定めるところによる。

- (1) 改正後の第8条の規程は平成15年4月1日より適用し、平成14年12月及び平成15年3月に支給する期末手当の支給割合は、100分の180及び100分の25とする。
- (2) 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程により算出される期末手当の額から、同年4月1日から適用日の前日までに支給された給与のうち、本俸及び本俸の額の改定により額が変動する給与額（この号において「本俸等」という。）の合計額から改正後の規程により算出した本俸等の合計額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
- (3) 平成15年6月に支給する期末手当については、改正後の第8条第2項の在職期間の規定の適用については、「6ヶ月以内」とあるのを「3ヶ月以内」と、次表中「6ヶ月」を「3ヶ月」、「5ヶ月以上6ヶ月未満」を「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」、「3ヶ月以上5ヶ月未満」を「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」、「3ヶ月未満」を「1ヶ月15日未満」とする。

26. この規程は平成15年11月1日から適用する。

ただし、改正後の第8条の規定の適用については次に定めるところによる。

- (1) 改正後の第8条第2項の規定は平成16年4月1日から適用し、平成15年12月に支給する期末手当の支給割合は、100分の160とする。
- (2) 平成15年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

ア 平成15年4月1日において役員が受けるべき本俸、特別調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同月から改正の実施の日の前日までの月数を乗じて得た額

イ 平成15年6月に支給された期末手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

27. この規程は平成16年11月1日から適用する。

28. この規程は、平成17年11月1日から適用する。

ただし、平成17年4月1日から改正の実施の日の前日までについては、次の調整を行う。

平成17年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

ア 平成17年4月1日において役員が受けるべき本俸、特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同月から改正の実施の日の前日までの月数を乗じて得た額。

ロ 平成17年6月に支給された期末手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額。

29. この規程は、平成18年4月1日から適用する。

- (1) 改正後の第3条の適用は、新たな本俸月額が平成18年3月31日に受けていた本俸月額に達しない役員に対しては、経過措置として、その者が在職する間は新たな本俸月額に加え、新旧本俸月額の差額を支給する。
- (2) 前号の規定は、第4条及び第8条の規定に準用する。

30. この規程は、平成19年4月1日から適用する。
31. この規程は、平成19年4月1日から適用する。
32. この規程は、平成20年4月1日から適用する。
33. この規程は、平成21年4月1日から適用する。
34. 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。
35. この規程は、平成21年12月1日から適用する。
- (2) 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、この規定で算定される期末手当の額から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
- ア 平成21年4月1日において受けるべき本俸、特別地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から適用日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。
- イ 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額。
36. この規程は、平成22年4月1日から適用する。
37. この規程は、平成22年12月1日から適用する。
- (2) 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、この規定で算定される期末手当の額から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
- ア 平成22年4月1日において受けるべき本俸、特別地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から適用日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。
- イ 平成22年6月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額。